

第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

[令和2年度～令和6年度]

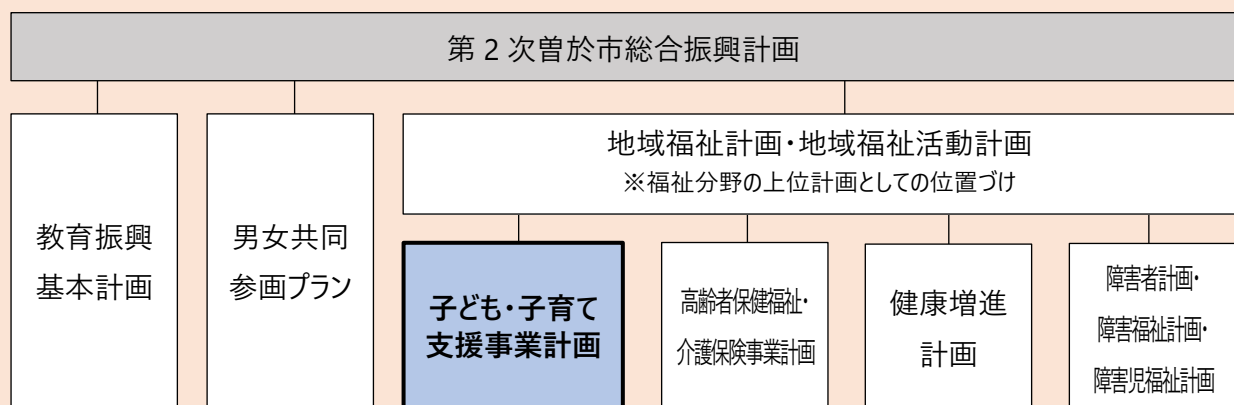


計画策定の背景と目的など

- 曾於市で暮らす子どもの育ちや子育てへの支援を総合的、計画的に推進するために策定する計画です。
- 平成27年に策定した「曾於市子ども・子育て支援事業計画」が、令和2年3月に計画期間を終えるため、この計画を見直し第2期の計画を策定します。
- これまでの取組や施策に加えて、子どもの貧困問題や全国的に増加する児童虐待、障害のある子どもに対する支援環境の一層の整備の必要性など、新たな課題にも対応する計画とします。
- 本計画は、子ども・子育て支援法に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、本市の子育て支援施策を幅広く盛り込むとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」についても、必要な施策を包括的に盛り込んでいます。
- 第2次曾於市総合振興計画や他の関連計画とも整合・連携・調整を図り、計画を推進していきます。
- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。



[本計画と他計画との関連イメージ]



【本計画に関するお問い合わせ先】

曾於市福祉事務所

〒899-4101 曾於市財部町南俣 11275 番地

電話：(0986) 72-0936 FAX：(0986) 72-0744



計画の方向性

本計画では、基本理念「自然と文化を活かし、心豊かで健やかな子どもの成長を地域で支えるまちづくり」を実現するために、次の9つの基本方針を定めています。これらの基本方針を具体的かつ効果的に推進するために、必要な施策・事業を体系的に定めました。

【基本理念】

「自然と文化を活かし、心豊かで健やかな
子どもの成長を地域で支えるまちづくり」

基本方針	施策の方向
(1) 幼児期の学校教育・保育の充実	①質の高い教育・保育の充実 ②多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ③総合的な放課後児童対策
(2) 地域における子育ての支援	①地域における子育て支援サービスの充実 ②家庭と子どもたちを応援する地域づくり ③親同士が交流できる機会の充実
(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	①妊娠期・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 ②子育ての相談や適切な情報提供 ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	①次代の親の育成 ②「生きる力」を育む教育の推進 ③家庭や地域の教育力の向上 ④青少年の健全育成の推進
(5) 子育てを支援する生活環境の整備	①良質な住宅の提供 ②安心して外出できる環境の整備
(6) 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	①仕事と子育ての両立支援 ②子育て家庭への就労支援の促進
(7) 子どもの安全の確保	①安全な道路交通環境の整備 ②子どもを犯罪等からの被害から守るための活動の推進
(8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	①児童虐待防止対策の充実 ②障害児施策の充実 ③ひとり親家庭の自立支援
(9) 経済的な支援の推進	①幼児期の教育・保育に係る経済的負担の軽減 ②子どもの貧困対策





教育・保育の量の見込みと提供体制

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（利用者推計総数）及び量の見込みに対する確保提供総数を以下のとおり定めます。

(1) 1号・2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方（認定こども園）

満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号	
			訪2号		訪2号		訪2号		訪2号		訪2号
①量の見込み		165	85	160	80	155	80	140	74	135	70
②確保方策	認定こども園	177		187		187		187		187	
	認可保育所	—		—		—		—		—	
	認可外保育施設	—		—		—		—		—	
	合計	177	0	187	0	187	0	187	0	187	0
過不足		12	0	27	0	32	0	47	0	52	0

(2) 2号認定のうち、保育ニーズが強い方（保育所、認定こども園）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり		2号認定 3～5歳保育の 必要あり	
①量の見込み		530		515		495		480		470	
②確保方策	認定こども園	371		381		381		381		381	
	認可保育所	168		168		168		168		168	
	認可外保育施設	85		85		85		85		85	
	合計	624		634		634		634		634	
過不足		94		119		139		154		164	

(3) 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		110	330	105	325	105	325	105	320	100	315
②確保方策	認定こども園	68	211	73	216	73	216	73	216	73	216
	認可保育所	30	97	30	97	30	97	30	97	30	97
	認可外保育施設	0	38	0	38	0	38	0	38	0	38
	合計	98	346	103	351	103	351	103	351	103	351
過不足		▲12	16	▲2	26	▲2	26	▲2	31	3	36



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業の見込み（利用ニーズ）と提供体制の確保に向けた取組は以下のとおりです。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園などで、保育標準時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み（人）	485	485	463	453	445	432
確保方策（人）	500	500	500	500	500	500
施設数（箇所）	12	12	12	12	12	12

(2) 一時預かり事業

①幼稚園預かり保育

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、幼稚園や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

		現年度 (R1 年度)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み (人日)	1 号認定	120	120	120	120	120	120
	2 号認定	360	360	360	360	360	360
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (幼稚園型)	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
	上記以外 (私学助成による預かり保育等)	0	0	0	0	0	0
施設数 (箇所)	一時預かり事業 (幼稚園型)	1	1	1	1	1	1
	上記以外 (私学助成による預かり保育等)	1	0	0	0	0	0

②保育所等一時預かり

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み（人日）	400	400	400	400	400	400
確保方策（人日）	840	840	840	840	840	840
施設数（箇所）	4	4	4	4	4	4



(3) 病児・病後児保育事業

子どもが病気などの際に、保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	700	672	642	628	617	599
確保方策（人日）	0	0	540	540	540	540
施設数（箇所）	0	0	1	1	1	1

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	0	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
確保方策（人日）	0	0	3,600	3,600	3,600	3,600
施設数（箇所）	0	0	1	1	1	1

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	777	700	691	652	616	594
1年生	178	194	181	156	149	154
2年生	188	168	175	163	140	134
3年生	146	132	133	138	128	111
4年生	140	94	95	96	99	93
5年生	71	75	61	61	62	64
6年生	54	37	46	38	38	38
確保方策（人）	801	801	801	801	801	801
施設数（箇所）	24	25	25	25	25	25

(6) 子育て短期支援事業

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

ショートステイ	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	14	14	14	14	14	14
確保方策（人日）	168	168	168	168	168	168
施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2

トワイライトステイ	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	0	0	0	0	0
施設数（箇所）	0	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を 開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	670	678	655	668	651	635
確保方策(人)	600	700	700	700	700	700
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3



(8) 利用者支援事業

子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う事業です。

本市では、令和2年度に母子保健型の設置を検討しています。保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

母子保健型	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(箇所)	0	1	1	1	1	1
確保方策(箇所)	0	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師又は訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止など、必要に応じて継続支援につなげていく事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	180	192	187	183	178	174
確保方策(人)	180	192	187	183	178	174

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	36	36	36	36	36	36
確保方策(人)	36	36	36	36	36	36

(11) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	2,016	2,150	2,094	2,049	1,993	1,948
確保方策 (人)	実施場所：鹿児島県内の委託医療機関等 実施体制：妊婦健康診査受診券を交付 検査項目：国が例示する標準的な項目 実施時期：通年					

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。





計画の総合的な推進

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で総合的に支援していくためには、市民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し、ネットワークを構築することが重要です。

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組めます。

(2) 地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど子育て支援を担う地域の幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら地域における子育て支援の充実を図ります。

(3) 市民参加の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関などの理解と協力が必要です。このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取り組みを推進し、子育て支援に市民が積極的に参加するよう促します。

(4) 施策の効率的・効果的推進

最少の経費で最大の効果をあげられるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、より効率的・効果的に施策を推進するために、民間活力の活用について取り組みを進めるとともに、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

計画の進捗状況の管理・評価

(1) 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

(2) 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「曾於市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。